

広島県告示第三百七十号

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第四号に規定する令和七年度の数値（以下「数値」という。）を広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）第十四条第三項の規定によって、次のとおり定めた。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公営住宅		区分
県営舟入住宅		住宅の名称
広島市中区舟入南三丁目		位 置
〇・八八六九		数 値
〇・九三六九		
一 号館（二〇二号、三〇一号及び四〇二号に限る。）、二 号館（二〇二号、三〇一号、三〇二号及び四〇一号に限る。）、七 号館（二〇一号及び四〇二号に限る。）、一 号館（二〇一号に限る。）、一 号館（二〇一号に限る。）、一 六 号館（二〇二号及び二〇一号に限る。）、一 九 号館から二 三 号館までに適用		備 考
一 号館、二 号館、七 号館、一 六 号館及び一 八 号館の右欄以外並びに六 号館に適用		
〇・八七六三		数 値
〇・九六〇二		
県営長寿園北高層住宅		住宅の名称
広島市中区白島北町		位 置
〇・九二六三		数 値
〇・八七六三		
一 号館（二〇二号、三〇一号及び四〇二号に限る。）、二 号館（二〇二号、三〇一号、三〇二号及び四〇一号に限る。）、七 号館（二〇一号及び四〇二号に限る。）、一 号館（二〇一号に限る。）、一 号館（二〇一号に限る。）、一 六 号館（二〇二号及び二〇一号に限る。）、一 九 号館から二 三 号館までに適用		備 考
一 号館、二 号館、七 号館、一 六 号館及び一 八 号館の右欄以外並びに六 号館に適用		

県営吉島東住宅	広島市中区吉島東一丁目	○・八八七三	一号館（三〇三号に限る。）、二号館（一〇三号及び三〇六号に限る。）、三号館（二〇一号、二〇二号、三〇二号、四〇一号、四〇二号及び四〇三号に限る。）、四号館（二〇二号に限る。）、及び五号館（一〇四号、三〇二号、三〇五号及び四〇三号に限る。）に適用
県営新山住宅	広島市東区牛田新町三丁目	○・八五九〇	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営牛田住宅	広島市東区牛田新町二丁目	○・八四二三	
県営牛田高層住宅	広島市東区牛田新町二丁目	○・九〇五七	
県営平林住宅	広島市東区上温品四丁目	○・七七五二	
県営宇品住宅	広島市南区宇品東一丁目	○・八八五三	
県営鯉港住宅	広島市南区宇品西二丁目	○・八八〇〇	
県営比治山住宅	広島市南区比治山本町	○・九二〇一	
県営東観音住宅	広島市西区観音町	○・九三〇九	
県営西観音住宅	広島市西区西観音町	○・八七五一	
県営福島住宅	広島市西区福島町二丁目	○・九〇五〇	
県営青原住宅	広島市安佐南区祇園五丁目	○・八五八九	
県営西山本住宅	広島市安佐南区山本四丁目	○・八二九三	
県営下大町住宅	広島市安佐南区大町西二丁目	○・七七八一	
県営上安住宅	広島市安佐南区上安二丁目	○・八四九三	
県営第二上安住宅	広島市安佐南区上安二丁目	○・八三九九	

県営二河住宅	呉市西中央四丁目	○・九二八四	一号館の右欄 以外及び二号 館に適用
		○・九七八四	一号館（三〇 二号及び五〇 六号に限る。 ）に適用
県営第三平成ケ浜 住宅	安芸郡坂町	○・九九三〇	
県営第二平成ケ浜 住宅	安芸郡坂町	○・九九三〇	
県営平成ケ浜住宅	安芸郡坂町	○・九九三〇	
県営坂住宅	安芸郡坂町	○・九〇一八	
県営西熊野住宅	安芸郡熊野町	○・九一九八	
県営熊野住宅	安芸郡熊野町	○・九〇三九	四八号館から 五四号館まで に適用
		○・九五三九	一号館から五 号館までに適 用
県営海田月見住宅	安芸郡海田町	○・八八八〇	
県営海田住宅	安芸郡海田町	○・九〇九五	
県営東海田住宅	安芸郡海田町	○・九〇〇四	
県営高陽住宅	広島市安佐北区落合三丁目、 同落合四丁目、同真亀二丁目、 同真亀四丁目、同真亀五丁目、 同亀崎二丁目、同亀崎三丁目	○・七五二二	
県営虹山住宅	広島市安佐北区亀山南四丁目	○・七二四四	
県営あさひが丘住 宅	広島市安佐北区あさひが丘五 丁目	○・七〇九四	
県営別所住宅	広島市安佐南区八木六丁目	○・七〇五八	
県営緑丘住宅	広島市安佐南区八木三丁目	○・七七二四	
県営城山住宅	広島市安佐南区八木五丁目	○・七三九五	
県営梅林住宅	広島市安佐南区八木四丁目	○・七七七五	
県営安佐住宅	広島市安佐南区上安五丁目	○・七六三六	右欄以外に適 用
		○・八一三六	給湯施設を設 置する部屋に 適用

県営登町住宅	呉市和庄登町		○・九五〇〇		一号館（二〇 一号、二〇二 号及び四〇一 号に限る。）、 二号館（二〇 一号、三〇一 号、三〇四号 及び四〇三号 に限る。）及 び三号館に適 用
県営豊栄住宅	呉市阿賀南一丁目	○・九一四〇	一号館及び二 号館の右欄以 外に適用		
県営鍋山住宅	呉市警固屋一丁目	○・八三八八	一号館に適用		
県営此原住宅	呉市焼山此原町	○・七九五六	一二号館から 一五号館まで に適用		
		○・八四五六	一号館に適用		
県営宮ヶ迫住宅	呉市焼山宮ヶ迫二丁目	○・七八七九	二二号館から 二三号館まで に適用		
		○・八三七九	二四号館に適 用		
県営第三焼山住宅	呉市焼山東一丁目	○・七九九三			
県営小坪住宅	呉市広小坪一丁目、同広小坪 二丁目	○・七八八一			
県営長浜住宅	呉市広長浜三丁目	○・八四三六			
県営広住宅	呉市広本町二丁目	○・九一四一			
県営阿賀住宅	呉市阿賀南六丁目	○・八七四四			
県営丸子山住宅	竹原市竹原町	○・九二六六			
県営第二丸子山住 宅	竹原市竹原町	○・八七二七			
県営田の浦住宅	竹原市本町二丁目	○・九三九六			
県営成井住宅	竹原市下野町	○・九二一七	一号館に適用		
		○・八七一七	一〇号館に適 用		
県営大竹住宅	大竹市玖波一丁目	○・八九二三			
県営北栄住宅	大竹市北栄	○・八九九七			
県営東栄住宅	大竹市東栄一丁目	○・八八六二			

県営諏訪住宅	東広島市西条東北町	○・八七三八	
県営御園宇住宅	東広島市西条町	○・八六七三	
県営平岩住宅	東広島市西条町	○・八五六九	
県営西高屋住宅	東広島市高屋高美が丘九丁目	○・八七二四	
県営玉の井住宅	廿日市市六本松一丁目	○・八四八八	
県営廿日市住宅	廿日市市阿品台東、同阿品台西	○・八六八三	
県営地御前住宅	廿日市市地御前一丁目	○・八九六一	
県営東町住宅	三原市東町三丁目	○・八六四五	
県営中之町住宅	三原市中之町二丁目	○・九〇八三	
県営倉之内住宅	三原市中之町三丁目	○・八七四四	
県営七宝住宅	三原市沼田東町	○・八五八六	
県営明神住宅	三原市明神三丁目	○・八五四七	
県営宗郷住宅	三原市宗郷四丁目	○・八六九三	
県営円一住宅	三原市円一町五丁目	○・九一四九	
県営皆美住宅	三原市皆美五丁目	○・八七三九	
県営のぞみが浜住宅	尾道市古浜町	○・九七四四	二号館（二〇四号及び三〇四号に限る。及び四号館（一〇三号、一〇四号、二〇二号及び三〇一号に限る。）に適用
		○・九二四四	二号館及び四号館の右欄以外並びに三号館及び五号館に適用
県営栗原住宅	尾道市栗原町	○・八九四一	
県営三美園住宅	尾道市美ノ郷町	○・八七一四	
県営新高山住宅	尾道市新高山二丁目、同新高山三丁目	○・八五八一	
県営向東住宅	尾道市向東町	○・八三二八	

県営向ヶ丘住宅	福山市水呑向丘	○・八六三九	一号館及び四号館に適用
		○・八一三九	一号館、二号館、一五号館及び一六号館に適用
県営南泉住宅	福山市山手町五丁目	○・八二二二	八一号館に適用
		○・八七二二	九号館、一二号館、一三号館、二六号館及び二八号館に適用
県営吉津住宅	福山市北吉津町三丁目	○・八二八二	一号館から五号館まで及び二七号館に適用
		○・九〇八九	
県営泉住宅	福山市山手町六丁目	○・八二四九	
		○・九〇八九	五号館及び六号館に適用
県営港町住宅	福山市港町二丁目	○・九五八九	一号館に適用
		○・九二三八	
県営城東住宅	福山市本町	○・八八九六	
		○・八八〇三	
県営室屋住宅	尾道市因島中庄町	○・八八〇三	
		○・八八〇三	
県営小田浦住宅	尾道市因島重井町	○・八八〇三	
		○・八八〇三	
県営土生住宅	尾道市因島土生町	○・八八八八	
		○・八八八八	
県営肥浜住宅	尾道市向東町	○・八六七一	
		○・八六七一	
県営高須住宅	尾道市高須町	○・九三三五	
		○・九三三五	
県営古浜住宅	尾道市古浜町	○・九三七四	一号館から三号館までの右欄以外に適用
		○・九八七四	一号館（一〇二号及び一〇四号に限る。）（、二号館（三〇一号及び四〇一号に限る。）及び三号館（二〇三号、三〇一号、三〇二号及び三〇三号に限る。）に適用

[illegible]